

## 医療施設近代化施設整備事業実施要領

制 定 令和元年 8 月 21 日

### 1 目的

この事業は、医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善を促進し、もって医療施設の経営の確保を図ることを目的とする。

### 2 交付対象

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、その他知事が適当と認める者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）が開設する医療施設の患者療養環境、医療従事者職場環境、衛生環境等の改善のための施設整備事業を交付の対象とする。

なお、交付の対象となるのは県で策定する地域医療構想に基づいた（予定も含む。）施設整備を対象とする。

### 3 交付条件

交付条件の対象は病院（一般病棟に限る。）とする。

#### (1) 絶対条件

建物の老朽化等による建替等のための整備事業において、次のアからキをすべて満たすこと。ただし、前年度以前より医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成 21 年 3 月 30 日付け厚生労働省医政第 0330004 号厚生労働事務次官通知別紙）4（13）に基づき実施している医療施設近代化施設整備事業の国庫補助を受けていた病院については、オのうち整備完了後に付される条件を除き、当該医療施設近代化施設整備事業の国庫補助を最初に受けた年度の絶対条件を適用する。

ア 建替整備（改築及び移転新築）を伴う場合は、整備区域は築後概ね 30 年以上経過又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害に係る地震により被災していること。

イ 整備後の整備区域の病棟の一床ごとの病室面積を 6.4 m<sup>2</sup>以上（改修の場合は 5.8 m<sup>2</sup>以上）、かつ、一床当たりの病棟面積を 1.8 m<sup>2</sup>以上（改修の場合は 1.6 m<sup>2</sup>以上）確保すること。

ウ 直近の医療監視時における医師・看護師の現員の職員数の標準に対する比率が、原則として、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が 80%以上であること。

エ 次に掲げる（ア）から（ス）のうち、いずれかに該当する病院であること。ただし、

整備区域の病棟の病床数を20%以上削減する場合はこの限りではない。

- (ア) 平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に基づくへき地医療拠点病院
- (イ) 昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づく次の病院
  - ① 病院群輪番制等に参加している病院
  - ② 共同利用型病院
  - ③ 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院
- (ウ) 平成10年6月11日健政発第728号厚生省健康政策局長通知「地域医療研修施設の整備について」に基づく地域医療研修施設
- (エ) 昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設
- (オ) 昭和57年1月22日医発第85号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に基づく老人デイケア施設
- (カ) 昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設
- (キ) 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づく周産期医療施設
- (ク) 平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づく研修医のための研修施設を整備する病院
- (ケ) 指定訪問看護を担当する病院
- (コ) 老人介護支援センター実施病院
- (サ) 平成20年厚生労働省告示第62号「基本診療料の施設基準等」に基づく緩和ケア病棟届出施設
- (シ) 外来患者の院外処方箋率が30%を超える病院
- (ス) 岩手県地域医療対策協議会における議論を踏まえて決定した医師派遣等（国が派遣の決定を行うものを含む。）を実施する病院

オ 上記エに掲げる（ア）から（ス）のうち、いずれかに該当する病院については、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、県の保健医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

なお、エ及び上記規定の適用に当たっては、医療法第30条の4第7項若しくは第8項に基づいて特例的に許可される病床又はこれに準じるものと岩手県医療審議会の意見を聴いた上で知事が判断した病床（以下「特例病床等」という。）の数の増加分を整備後の整備区域の病床数から除くことができるものとする。この場合において、特

例病床等の数の増加分については、補助の対象とならないものとする。

また、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わないことに加えて、整備完了後においても増床（特例病床等に係る増床を除く。）しないこと。

カ 整備後の病棟には患者食堂又は談話室を整備するとともに、スロープを設置する等、高齢者・身体障がい者に配慮した整備をすること。

キ 整備区域の病棟は、最低20床以上の病棟とすること。

## (2) 加算条件

病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次の事業を併せて整備する場合は、補助対象基準面積の加算をする。

ア 患者の療養環境改善の整備

イ 医療従事者の職場環境改善の整備

ウ 衛生環境改善の整備

エ 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備

オ 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境の整備（授乳室、託児室等）